

【学生掲示用】令和6年度教職実践演習授業計画_R6.10月時点

※教職実践演習は、教員免許状取得のための必修科目で、4年次後期に開講されます。

※授業開始までに「基本実習」を履修していること(教育学部の場合)。また、単位認定には、教員免許状取得に必要な単位(教職実践演習を除く)をすべて修得しておかなければなりません。

※下表のように、毎週決まった曜日・時間に実施するのではなく、各回ごとに実施曜日・実施時限が異なりますので注意してください。

第1ステップは、講義形式を主体とし、11月から水曜日の午後に行います。

第2ステップは、現職教員によるグループ討論を行うため、免許種によるグループ分けとし、1クラス40人以内で行います。土曜日に2コマ開講します。

第3ステップは、各教科の指導を中心とするため、各学部で免許種・教科ごとにグループ分けを行います。実施時期は、各学部の時間割に応じて、1月末を目処に終了するよう計画されます(第2ステップと並行して実施される場合もあります)。

	回数	概要	実施日	曜日	時限	教室	クラス分け	担当教員	形態及び備考	評価	人数
第1 ステップ	1	オリエンテーション ・解説「教職実践演習とは」 ①生徒指導の視点から ②学級経営の視点から ③学校安全、健康安全の視点から ④授業や学校行事を通じた対人関係力の視点から ⑤教員免許取得前までの課題を見つけ、教職力向上を目指す	11月13日	水	7-8時限 (14:40~16:10)	A:共通3番 B:共通4番	A:教育学部 B:一般学部 (人文、経済、理、工、農)	教職センター	講義	レポート等	計311名
	2				9-10時限 (16:20~17:50)	A、B:共通1番					
	3		11月20日	水	7-8時限 (14:40~16:10)	A:共通3番 B:共通4番					
	4				9-10時限 (16:20~17:50)	A、B:共通1番					
	5		11月27日	水	9-10時限 (16:20~17:50)	A、B:共通1番					
第2 ステップ	6	【ケーススタディ】 「使命感や責任感、教育的愛情」 「社会性や対人関係力」 「幼児児童生徒理解と学級経営」 「学習指導力」 (学校現場で起こる諸問題に対して、現職教員等を中心としたグループ討論を通して、問題解決を行う。)	12月7日	土	5-6時限 (13:00~14:30)	A:(教)センター2F (教室定員 40人) B:(教)11番 (教室定員 154人) C:(教)21番 (教室定員 124人) D:(教)41番 (教室定員 53人) E:(教)42番 (教室定員 56人) F:(教)43番 (教室定員 84人) G:(教)31番 (教室定員 48人) H:(教)33番 (教室定員 45人) I:(教)22番 (教室定員 81人) J:(教)23番 (教室定員 40人) K:(教)24番 (教室定員 33人)	11クラス ・免許種を考慮してクラス編成 ・教員採用試験合格者は、採用校種のクラスに編成。 <クラス編成> A,B,Cクラス 高校免許(3クラス) D,E,F,Gクラス 中学校免許(4クラス) H,I,Jクラス 小学校免許(3クラス) Kクラス 幼稚園免許(1クラス)	山口県内の学校教員 教職大学院学生(現職教員)	現職教員による グループ討論 教育実習等で使用した名札を持ってきてください。(一般学部等持っていない人は当日名札をお渡しします。)	レポート等	計311名
	7				7-8時限 (14:40~16:10)						
	8		12月14日	土	5-6時限 (13:00~14:30)						
	9				7-8時限 (14:40~16:10)						
第3 ステップ	10	【専門領域からのアプローチ】 「学習指導力」についての省察 実技指導(課題設定、指導案作成、模擬授業、授業評価)、 教材研究・発表、フィールドワーク等	11月末~1月末ごろ (6回分の日程は各学部・クラスで決定)	※別途、通知			免許種ごと(各学部の実状に応じてクラス編成)	各学部の担当教員	実践演習、 教材研究等		教・農・工 クラス 193名 教育 189名 農 1名 工 3名
	11										人 クラス 45名 社 24名 (含地歴・公民)
	12										国 14名 英 7名
	13										理 クラス 65名 数 27名 理 36名 情 2名
	14										経(商・公) クラス 8名
15	311										

*成績及び欠席について

原則欠席は認めません。成績は各ステップでの点数等を総合的に判断して評価します。欠席は以下のように扱います。

第1ステップ、第2ステップについて：欠席する場合は、事前に教育学部学務係までご連絡ください。欠席する事情を証明する書類に基づき、やむを得ない理由と判断した場合は、後日、補講を行う場合があります。補講を受けた場合は出席とみなします。なお、真にやむを得ない理由であったとしても、日程的に補講が組めない恐れがあるので、必ず事前に欠席連絡をするようにしてください。第1及び第2ステップを合わせた欠席が3回以上となる場合は、第3ステップを含めた各ステップの出席状況や点数にかかわらず、原則として単位を取得することはできません。ただし、「欠席理由および教員免許状取得を強く志望する理由」を書いた文書を様式に沿って作成し、指導教員(4年次の卒業研究指導担当の教員)と面談のうえ、指導教員と当該学生の連名で教育学部学務係に提出があった場合に限り、教育学部内での協議により、補講を認めることがあります。

やむを得ない事情の例：急引、就職の面談、内定式、学会発表(登壇者など、本人が発表することが確認できる場合に限り)、大学院入試、病気・負傷等による入院や急を要する通院など(医師の診断書等、事情を証明する書類の提出が必要となります)。

やむを得ない事情として認められない例：単なる学会参加、本人が実際に登壇・発表しない学会発表(発表者のなかに名前があるだけの場合)、卒論に関わる調査・研究、アルバイト等。

第3ステップについて：各担当教員にご連絡ください。